

定期積金

(平成18年4月1日現在適用中)

1.商品名	・定期積金
2.販売対象	・法人および個人
3.期間	・6か月以上10年以下
4.受入方法 (1) 受入方法 (2) 受入金額 (3) 受入単位	・契約期間内で掛金を分割受入 ・1回当たり1,000円以上 ・1円単位
5.支払方法	・満期日以後に一括して支払います。
6.給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	・当初契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算。 ・個人の場合は20%(国税15%、地方税5%)の分離課税、法人の場合は総合課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7.手数料	-
8.付加できる特約 事項	・個人の場合は総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期積金の約定利回りに0.50%を上乗せした利率) ・普通貯金等からの自動振替による受入ができます。
9.中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第3位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2) 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60% (ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします)
10.貯金(預金) 保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11.その他参考と なる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。 ・契約期間中に通帳記載の掛金総額に達しないときの解約利息は、払込日から満期日の前日までの期間について以下の利率(小数点第3位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 初回払込日から満期日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2) 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60% (ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。) ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。